THE SUGGESTION
THE SUGGESTION

提言

中小企業組合総合研究所機関紙
12月1日
第215号（2023年）

発行所
一般社団法人 中小企業組合総合研究所
〒533-0032 大阪市東淀川区淡路3-6-31 協同会館アソシエ2F
電話 06-6328-5577 FAX 06-6328-5588
URL http://www.kumiaisouken.com/

提言・約束事

1. 基本的には読者参加型の提言新聞とします。併せてニュース解説や話題を提供します。
2. 投稿の場合、社会規範に反するものは受付けません。原稿掲載はスペース等の関係もあり編集者の判断にお任せ下さい。

マスコミが報道しない真実②
労働組合活動、労働三権への理解不足を指摘

2018年以降、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（関生支部）に対して加えられている大弾圧。労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権は憲法28条で保障され、刑法免責も規定されている。法で認められている労働組合活動がなぜ犯罪とされるのか。前執行委員長の武建一氏は1審、2審で下された不当判決に対して控訴、上告を行ない闘う決意を示している。その最高裁への「上告趣意書」を数回に分けて掲載する。今回は連載第2回目。

上告趣意書　2023年8月10日


武建一 全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部 前執行委員長

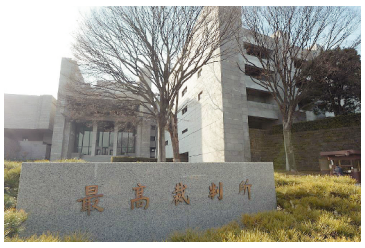
【前号の続きから】

（4）原判決は、「弁護人は、中央大阪生コンが長期にわたって近酸運輸に業務を委託し、それによって長年安定した雇用が保障されてきたことからすれば、近酸運輸の労働者には労働法的保護が及ぼされるべきであり、中央大阪生コンの行為は労働組合法7条1号…及び同条3号…に当たるというが、到底採用し難い独自の見解といわざるを得ない」と述べる原判決23頁）。

しかし、前述のとおり、労組法上の使用者は労働契約の直接の相手方に限られない。このことは、朝日放送事件最高裁判決が「雇用主以外の事業主であっても、雇用主から労働者の派遣を受けて自己の業務に従事させ、その労働者の基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある場合には、その限りにおいて、右事業主は同条の『使用者』に当たるものと解するのが相当である。」と述べるとおりである。

そして、本件においては、「中央大阪生コンが長期にわたって近酸運輸に業務を委託し、それによって長年安定した雇用が保障されてきた」という事情が存在しており、労働者の雇用の維持を中央大阪生コンが雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあったといえるから、中央大阪生コンが関生支部組合員の就労先である近酸運輸への発注を取りやめようとした行為が労働組合法7条1または3号の不当労働行為に該当する余地は十分にある。

したがって、原判決の上記判示部分は朝日放送事件最高裁判決に違反するものである。



最高裁判所（東京都千代田区）

4 判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認

（1）原判決は、「弁護人は、中央大阪生コンについては近酸運輸の労働者の基本的労働条件について現実的かつ具体的に支配、決定できる地位にあったから、関生支部の組合員である近酸運輸の労働者との関係で使用者にあたるとも主張するが、証拠によれば、中央大阪生コンがそのような地位を有していなかったことは明らかである」と述べ、中央大阪生コンでの団体行動の違法性が阻却されるとの弁護人主張を排斥した（原判決22頁）。

しかし、中央大阪生コンに関しては以下の経緯が存在した。生コン輸送を業とし、全従業員が関生支部の組合員である近酸運輸は、1993（平成5）年頃から当時の大阪フェニックス生コンクリート株式会社（以下「大阪フェニックス社」という）との間で、同社が製造・販売する生コンを専属輸送する契約を締結していた。大阪フェニックス社は2012（平成24）年3月30日、大阪地裁において民事再生手続きを開始し、同年12月25日、PNS生コンクリート株式会社（以下、「PNS社」という）と商号変更した（弁29）。近酸運輸と大阪フェニックス社との間の専属輸送委託契約もPNS社に引き継がれ、同社はその製造・販売する生コンの輸送を近酸運輸に専属委託していた（弁33、34）。PNS社は、大阪市西成区津守3丁目117番46の土地を、その所有者であるR.Link.Corporation（以下、「R.Link社」という）から賃借して使用していた（弁28、30）。2015（平成27）年1月23日、中央大阪生コンが設立され（弁31）、同社は、同年2月18日、R.Link社から本件工場敷地を買い受けた（弁28）。中央大阪生コンは、同時期にPNS社から生コン製造事業を買い受け、PNS社と近酸運輸との専属輸送契約を継承した。専属輸送契約の継承について書面は交わされていないものの、同年3月、大阪市北区の全日空ホテルで、PNS社のオーナーである椋野、中央大阪生コンのオーナーである地神、当時近酸運輸に所属していた柳の三者で合意された（柳7～8頁）。

専属輸送契約が継承されたことは、中央大阪生コンが稼働を始めてから一貫して生コン輸送のほぼ全量を近酸運輸のミキサー車か、近酸運輸が手配した庸車会社に委託してきたこと（谷46頁、柳8頁）から明らかである。加えて、中央大阪生コンが稼働してからも近酸運輸が中央大阪生コンの工場敷地内に事務所を有していたこと、中央大阪生コンの工場敷地内に近酸運輸のミキサー車の駐車スペースが確保され、同所で車庫証明が取得されてミキサー車が駐車されてきたこと、生コン輸送運賃もPNS社との専属輸送契約での定めと同じ1立米あたり2500円であったこと等の事情もこれを裏付けている。


㈱中央大阪生コン


現在は阪神生コン建材工業㈱となっているPNS生コンクリート㈱

このように、中央大阪生コンと近酸運輸との間では生コンの専属輸送契約が締結されており、仮に専属輸送契約が締結されていなかったとしても実態として中央大阪生コンは近酸運輸に専属的に生コン輸送を委託してきた事実が存在するのであるから、近酸運輸で働く労働者の雇用は中央大阪生コンの近酸運輸に対する生コン輸送委託に完全に依存していたといえる。

したがって、中央大阪生コンについては近酸運輸の労働者の基本的労働条件について現実的かつ具体的に支配、決定できる地位にあったから、関生支部の組合員である近酸運輸の労働者との関係で使用者にあたると認定するべきであり、原判決の上記判示は重大な事実誤認に基づくものである。

そして、そのような中央大阪生コンの地位は、団体行動の正当性を判断するための（2面へ）

季折々四

虎の威を借る

プロ野球の日本シリーズで、阪神タイガースがオリックス・バファローズとの熱戦を制して、実に38年ぶりの日本一に輝いた。特に今年の日本シリーズは、59年ぶりの関西勢同士の闘いという事もあって、関西は大いに盛り上がり、両チームの優勝による経済効果は1200億円にも及ぶと推計されている。11月23日には大阪と神戸で両チームの優勝パレードも行なわれ、沿道には計100万人のファンが集まった。

ただ、パレード開催にあたり「優勝記念パレード～2025年大阪・関西万博500日前！～」の冠を付けたのはいただけない。タイガース日本一の勢いにあやかって、一向に盛り上がらない万博への機運を盛り上げようという算段だろうが、それこそ「虎の威を借る何某」ということだろう。

万博の会場建設費は資材価格や人件費の高騰もあり、当初想定から1000億円超の増加となった。さらにメキシコとエストニアが参加辞退を表明、参加国のパビリオン建設工事の遅れも目立つ。世論調査でも「万博は不要だ」の回答が半数を占めるという。

大阪では障がい者施設の不足から、一つのベッドに120人の待機者がいると聞く。今回の万博のテーマは「いのち輝く未来社会のデザイン」ということだが、採算も怪しい万博のために府や市、国の予算を垂れ流すのは愚策ではないだろうか。タイガース、バファローズの優勝は、失礼ながら下手な経済政策より、はるかに効果があると思う。

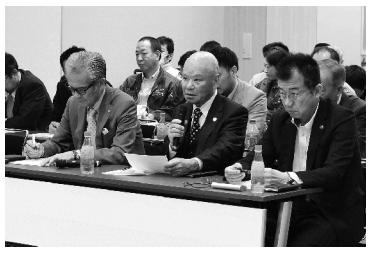
（H）

「諸般の事情」（国労久留米駅事件最高裁判決）に含まれるから、原判決には判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認（刑訴法411条3号）がある。

（2）原判決は、被告人の共謀について、「同組合の執行委員長である被告人が同争議行為において全ての輸送業者の業務を停止させることを意図しており、同組合の組合員らが実際に行った第2から第5の各行為も輸送の妨害であり、それが被告人の想定の範囲内の行為であったことからすれば、上記争議行為に際して本件程度の威力業務妨害を行うことは、被告人及び共犯者らが共通して当初から予定していたことであり、したがって、被告人と共犯者との間に意思の連絡があったものと認められ」ると判示する（原判決25頁）。

しかし、被告人が有していた「全ての輸送業者の業務を停止させる」という想定に、組合員らが実際に行った「輸送の妨害」が含まれるというのは論理の飛躍がある。


関西地区生コン支部結成記念日の集い
関生支部結成記念日の集い（2017年）


労使懇談会で発言する武氏（2017年）

たしかに、被告人は本件ストライキ前である2017（平成29）年10月17日に行われた関生支部結成記念日の集いで「12月のちょうど忙しいとき、バラセメントの輸送運賃を上げるために、これを一斉に止めようと思っているんです。二斉に止めるというのは、輸送も全部止めますからね。これは解決するまで。」と表明した。同年10月27日に行われた近畿生コン関連団体懇談会において被告人は、「バラの運賃を、輸送の運賃を上げてもらうために行動起こさないかん。そういうことを計画しておりまして。これは12月に実施すると、そういう考え方で、17年間放置されてきたこういう状況を、そういう戦いの中で変えていく必要があるとこういう風に認識しているところです」と述べた。

しかし、被告人のこれらの発言からは、本件ストライキによりバラセメントの出荷を止めようと考えていたこと、つまり「ストライキの目的」を読み取ることはできるが、犯罪を構成するような違法な手段によって出荷を止めることを想定していたことを読み取ることはできない。

また、仮に、原判決が判示するように「同組合の執行委員長である被告人が同争議行為において全ての輸送業者の業務を停止させることを意図しており、同組合の組合員らが実際に行った第2から第5の各行為も輸送の妨害であり、それが被告人の想定の範囲内の行為であった」としても、「意思の連絡がないのに結果的に実際の行為が想定の範囲内となった」可能性が存在する以上、それが意思の連絡によるものであると直ちに判断することはできないはずであり、その点でも論理の飛躍がある。

したがって、被告人の共謀を認定した原判決の上記判示は重大な事実誤認があり、被告人の共謀の有無の判断に係る判示であるから判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認（刑訴法411条3号）というべきである。

（3）原判決は、中央大阪生コンでの団体行動の共謀に関して、「（中央大阪生コン事件に関する経緯）を被告人が認識していたとは認められない。しかし、本件のような争議行為においては、状況に応じて現場で指揮を執る組合員によって臨機応変な対応がなされることが当然予定されていたはずであるし、現に行われた行為も、元々圧力を掛ける相手方として想定されていた企業に対する行為であり、同企業から輸送業務の発注を受けた別の輸送会社に対する輸送の妨害であり、それが被告人の想定の範囲内の行為であったことからすれば、上記争議行為に際して本件程度の威力業務妨害を行うことは、被告人及び共犯者らが共通して当初から予定していたことであり、したがって、被告人と共犯者との間に意思の連絡があったものと認められ」ると判示する（原判決25頁）。

しかし、2017（平成29）年10月17日に行われた関生支部結成記念日の集いにおける被告人の「12月のちょうど忙しいとき、バラセメントの輸送運賃を上げるために、これを一斉に止めようと思っているんです。」との発言からすると、被告人が想定していたのはあくまでもセメント輸送を止めることにとどまり、生コン輸送を止めることは想定されていなかった。実際に、関生支部は生コン製造会社には人員を配置しておらず、セメントの集積場であるSSにのみ人員を配置しており、中央大阪生コンを含む生コン製造会社との関係では「輸送妨害」ではなく「労務不提供」によるストライキが予定されていた。そのため、被告人は生コン製造会社において労務不提供以外の行動が取られることなどまったく想定しておらず、当然、組合員が現場で指揮を執ることや臨機応変な対応がなされることも想定の範囲外であった。



「ストライキは犯罪じゃない！」京滋集会（2021年）

また、原判決は「現に行われた行為も、元々圧力を掛ける相手方として想定されていた企業に対する行為であり、同企業から輸送業務の発注を受けた別の輸送会社に対する輸送の妨害も当初から想定されていた全ての輸送業者の業務停止の範囲内である」などと述べる。

しかし、被告人が直接圧力を掛けることを想定していたのはSSからのセメントの搬出であって、生コン製造会社からの生コンの搬出ではないから、中央大阪生コンを「圧力を掛ける相手方として想定されていた企業」と認定したのは事実認定であり、そのことを裏付ける証拠も存在しない。

しかも、前述のとおり、原判決のように労働組合の役員が元々圧力を掛ける相手方として想定していた企業に対して現場の組合員が犯罪行為に及んだときに役員の共謀が認定されるならば、労働組合の役員の団体行動権に対して著しい萎縮効果を生じさせることとなるから、憲法28条（※）による労働基本権保障の目的に反することとなる。

したがって、中央大阪生コンでの団体行動を被告人の想定の範囲内と認定した原判決には重大な事実誤認があり、被告人の共謀の有無の判断に係る判示であるから判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認（刑訴法411条3号）というべきである。

5　結論

以上のとおり、原判決には憲法28条の解釈の誤り、労組法1条2項に関する判例違反、判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認があり、労組法1条2項に関する判例違反、判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認があり、原判決を破棄しなければ著しく正義に反する。

第3　フジタ事件について


近江アサノコンクリート㈱

1　はじめに

原判決は、被告人が、チェリオ2期工事に使用する生コンの供給契約の契約担当者を脅迫し、近江アサノコンクリートと藤田商事大阪支店との間で生コンの供給契約を締結させ、近江アサノコンクリートに財産上不法な利益を得させようと企て、湯川らと共謀の上、2017（平成29）年3月10日から同年7月3日までの間、別表記載のとおりの行為をし、チェリオ2期工事に関する生コンの供給契約の決定権を有するフジタ大阪支店長の新谷らに対し、脅迫したとして、恐喝未遂罪を認めた原々判決に、法令適用の誤りはないとした。

しかし、恐喝未遂罪が成立するには恐喝行為の相手方において、被害者の財産を処分し得る事実上の権限が必要である（東京高判昭和44年6月26日判タ240号283頁）。原判決は、この点を無視して、控訴趣意書8ないし10頁に指摘するところをも詳細に検討せず、漫然と「同一の財産上不法の利益を得る目的で組織的、計画的に行われた一連の行為であることだから」として「相手方を畏怖させるに足りる害悪の告知があった」とし、恐喝行為を認定しているのであり、原判決には、刑訴法405条3号の高裁判例に相反する判断がある。

また、原判決は、被告人らの行為には社会的相当性がないとして、違法性阻却事由がないとしたが、それは、最判昭和53年11月15日刑集32巻8号1855頁、東京高判昭和57年6月28日刑月14巻5＝6号324頁（判時1047号35頁、判タ470号73頁）に相反する判断であり、刑訴法405条2号、3号の上告理由が認められ、また、憲法28条違反、憲法21条違反があり、刑訴法405条1号の上告理由が認められる。

さらに、原判決は、2017（平成29）年4月18日以降も生コン供給契約獲得の意図・目的があったとの点、被告人と共犯者らとの共謀を認めた点において、判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認があり、原判決を破棄しなければ著しく正義に反することから、刑訴411条に基づき、原判決を破棄しなければならない。

【次号に続く】

※憲法28条
「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」。
団結権とは、労働組合を結成する権利のことであり、労使関係において立場の弱い労働者が、団結することで自分たちに有利な労働条件を確保することを目指している。
団体交渉権とは、労働者が団結して使用者と労働条件などを交渉し、労働協約を締結できるようにする権利である。
団体行動権とは、労働者が労働条件の実現のためにストライキなどの争議行為を行なう権利である。
なお正当なストライキには、憲法や労働組合法により、刑事免責、民事免責が保障されている。

地域アソシエーションの芽(56)

京都大学名誉教授　本山美彦

土をめぐる勢力(2)

種子開発に邁進する富裕財団

CGIAR（国際農業研究協議グループ）の立ち上げを主導したのは、世界銀行である。いまでも、世銀の副総裁がCGIARの会長を兼ねている。理事会には、各国の政府機関と並んで、「シンジェンタ財団」（Syngenta Foundation）や「ケロッグ財団」（W.K.Kellogg Foundation）、「フォード財団」、「ロックフェラー財団」などの世界有数の財団が名を連ねている。このことから、CGIARは、純粋の「非営利団体」（Nonprofit Organization=NPO）ではなく、バイオ企業（biotech company）の代理研究組織に成り下がったという批判を招いている。

シンジェンタ財団傘下の「シンジェンタ」（Syngenta AG）は、スイスに本拠地を置く農薬業界で、世界最大手の多国籍のバイオ企業である。種苗業界でも、「バイエル」（Bayer AG）、「デュポン」（Du Pont、1971年にダウ・ケミカルと対等合併した）に次ぐ世界第3位で、世界約百か国に5万人を超える従業員を擁している。

同社は、2000年に、「ノバルティス」（Novartis）のアグリビジネス部門と「ゼネカ」（Zeneca、現：アストラゼネカ=Astrazeneca）のアグリケミカル部門を統合して、世界初のアグリビジネスに特化した。しかし、2016年8月に「中国化工集団公司」（China National Chemical Corporation=ChemChina、ケム・チャイナ）によって買収された。

「ビル&メリンダ・ゲイツ財団」（Bill & Melinda Gates Foundation=BMGF）もCGIARの運営に大きく関わっている。これは、ビル・ゲイツと当時の妻（メリンダ）によって設立された財団である。ワシントン州シアトルを拠点とし、2000年に設立され、2020年時点で、世界第2位の慈善財団で、資産は5百億ドルを下らない。

同財団は、アフリカの農業を改善するという名目で、2003～20年の17年間に60億ドル近くを投資した。しかし、そうした膨大な資金は、現地の農民には渡らず、現地農業に新品種の農作物を提供するアグリビジネスの手に渡っていた。資金は、工業型農業を広げることを目指す組織に向けられていた。


ワシントンD.C.にある世界銀行本部



シンジェンタの研究開発センター（北京）


ビル・ゲイツ（左）とメリンダ元夫人



ビル&メリンダ・ゲイツ財団ビジターセンター（シアトル）

ゲイツ財団のAGRAとゲイツ・アグ・ワン

「アフリカ生物多様性センター」（African Centre for Biodiversity）という大規模農業に批判的な団体がある。この団体が、GMO（Genetically Modified Organism、遺伝子組み換え生物）などの有害なものをアフリカに持ち込んだとしてゲイツ財団批判の報告書を出している。

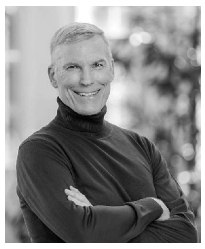
その報告書によると、同財団は、2006年に「アフリカ緑の革命同盟」（Alliance for a Green Revolution in Africa=AGRA）を設立し、AGRAの全予算のほぼ3分の2にもなる6億ドルを寄付してきた。

ゲイツが資金提供した研究センターや、企業によって開発された新しい種子や化学物質を、アフリカの農家に渡すことが、AGRAの役割であった。

新品種の導入によって、穀物の生産量は、設立時から2018年までの12年間で20%近く増加したが、その反動で販売価格が下がり、収入の減少に見舞われた農民は、必要な生活物資を得られなくなり、地域の飢餓民は住民の30%にも達した。

これを反省して、ゲイツ財団は、寄付金を2倍に増額したが、新型種子の開発に力点を置くという従来の方針は変えなかった。

2020年1月、同財団は、ゲイツ・アグ・ワン（Gates Ag One）社を設立した。責任者は、「バイエル・クロップ・サイエンス」（Bayer Crop Science）の技術部長で、元「モンサント」（Monsanto、2016年、バイエルによって吸収され、いまはこの名称の会社はない）の国際開発担当理事を経験したジョー・コーネリウス（Joe Cornelius）である。


ジョー・コーネリウス

ゲイツ・アグ・ワン社は、自らを「気候変動の影響によって収穫量が脅かされている小規模農家」を救うべく、「気候変動に適応できる新品種の開発・導入」を図るNPOであると位置付けている。

その上でNPOであるこの会社が、すでに活動しているゲイツ財団の各種農業開発組織と連携し、世界各地で農業のイノベーションに乗り出すという。同社によれば、活動の場は「人口約18億人の南アジアと約10億人のサハラ以南のアフリカ」に置かれる。その後は、アルゼンチンを出発点として、ラテン・アメリカの他の地域に活動の輪を広げるという。

キーワードは、気候変動に対処するというものであるが、実際には、これを口実に、組織力・資金力を拡大させることを意図しているのではないか。

次回もゲイツ財団について述べる予定である。



農業の再植民地化を企むビル・ゲイツ？

提言文芸

~投稿歓迎~

・減税で　隠しきれない　増税分
（もしかしてパート中）

・4万で　支持率上がると　思うなよ
（怒りのブドウ球菌）

岸田内閣の支持率が報道各社の世論調査で軒並み20%台に下がっています。その焦りからなのか、財源もはっきりしないまま「減税」を打ち出しました。でも、その先に、「減税」を上回る「増税」がある事に国民はとっくに気がついていますから。

社会資本政策研究会
〒533-0032
大阪市東淀川区淡路三―六―三一
協同会館アソシエ1階
電　話（〇六）四八六二―四〇二二
ＦＡＸ（〇六）四八六二―四〇二三

サンセイ生コンクリート株式会社
代表取締役　稲村義昭
〒651-1412
兵庫県西宮市山口町下山口一六五一―一
電　話（〇七八）九〇四―三六九一
ＦＡＸ（〇七八）九〇四―二一〇七

関連団体を支援する会
ＫＵ

関西生コン関連経営者会

特別寄稿

競争と分断の共進化から連帯と協働の共進化へ
―関西生コンの社会闘争が切り開いた地平③

大阪労働学校・アソシエ（うた）　学長　斉藤日出治

論者の斉藤日出治氏は、2016年9月16日、協同会館アソシエで行なわれた、組合総研主催の「第13回職員研修」において、「現在の危機をどう読むか、それにどう反撃するか―関西生コンが切り開いた地平」と題する講演を行なった。その後、この講演を骨子にして文章化し『大阪産業大学経済論集』第18巻第3号（2017年6月）に投稿した。関西生コンの労働運動に対する第三次の大弾圧が始まる前での考察であるが、この労働運動を日本資本主義の戦後の歴史的転換を踏まえて、この転換に対応する社会闘争として位置付け提起した本論の意義は現在もなお有効だと考える。ここに掲載をして読者の議論に供したい。今回は連載第3回目。

【前号の続きから】

こうして、日本政府は、1990年代以降、吉田ドクトリン（※）の外交方針を転換し、日米軍事同盟の強化を前面に出し、日本が米軍の軍事的肩代わりをする責任を主張して、自国の軍備強化政策を強力に打ち出すようになる。すでに1978年に「日米防衛協力のための指針」で日米新ガイドラインを定め、「朝鮮有事」の際に日本の周辺で武力衝突が起きたとき自衛隊と米軍がどのように役割を分担するかが定められ、「日本が自衛のため適切な防衛力を保有」（『日本の防衛』1979年7月）するとして、日本の軍事的な役割が明示されていた。この方針の延長線上に、1999年には周辺事態法が制定され、日本にとって脅威となる事態が発生したときに、自衛隊の軍事行動を可能にする法案が通過した。2015年には「切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応」（防衛省、2015年4月27日ホームページ）を積極的に謳うようになる。


日本の安全保障に変化が起きている

かつて、米国の核戦略に依存して「下請け帝国主義」（酒井直樹『パックス・アメリカーナの終焉とひきこもりの国民主義』『思想』1095号［2015］）の役割を担い、経済成長によってアジアの覇権を確保してきた日本は、アジアにおける相対的地位の弱体化を補完するために、領土問題や排外主義イデオロギーによってアジア諸国との緊張を煽り、軍事力の増強によって軍事的・政治的な覇権を確保する方向へと向かう。

このような日米安保のありようの変質は、米国への軍事的従属によって支えられた天皇制にも作用する。経済成長を通して日本の国民生活のなかに無意識のうちに定着していた天皇制にもとづく国体の秩序は、経済危機による格差・不平等・貧困の拡大とともに日本の社会の安定を支えきれなくなる。そのために、国体思想を意識化させ、明示化させる必要に迫られる。1999年には国旗国歌法が制定され、学校の式典で国旗の掲揚と君が代の斉唱が義務づけられる。



排外主義者によるヘイトデモ（2016年）



「国旗国歌法」制定され、学校の式典で国旗の掲揚と君が代の斉唱が義務づけられた

近年の女性天皇説、天皇の「生前退位」の議論も、無意識の国体秩序を支えてきた天皇制を国民に自覚化させ、国民と天皇制の結びつきを国民に覚醒させようとするねらいがその背景にある。

かつて戦後に築かれた天皇制による国体の護持と米国への軍事的従属との制度的妥協の構造は、経済成長を支える労使間・企業間の制度的妥協の構造と共進化し、ひとびとの日常生活のなかに安定したかたちで根づいていた。テレビ、新聞などのメディアを通して、消費文化を通して、天皇とアメリカが日本人の集合的アイデンティティと社会統合の原理として定着した。

だが、日米関係が、日米安保条約から日米軍事同盟へと進展するにつれて、天皇制に立脚する国体の秩序は、米国への軍事的・文化的・精神的従属よりも、戦前の帝国の原理と親和的になっていく。天皇を、国民主権にもとづく国民統合の象徴として、「人間天皇」としてとらえるのではなく、国家神道（※）にもとづく神権的国体の元首として再定位しようとする主張が日本会議のような市民団体によって唱えられるようになる（この視点からの出版物として、菅野完『日本会議の研究』、山崎雅弘『日本会議　戦前回帰への情念』、青木理『日本会議の正体』が、同じ2016年に同時出版されている）。

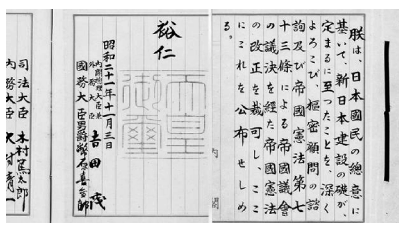
3．市民社会の表象の転換

労使間・企業間の企業主義的調整と日米間の制度的妥協が共進化して経済成長が保証された時代から、経済の新自由主義的調整と日米軍事同盟による国権主義的な政治が共進化する時代への転換がこうして推進される。

市場の規制緩和と自由競争が国家の軍事的強化、権威主義国家の台頭と結びつくのは一見すると矛盾しているように見えるが、このねじれのようにみえる現象を媒介（ばいかい）しているものこそ、市民社会の表象である。そしてこの市民社会の表象は、自覚化された表の表象と、深層に隠された無意識の表象との二重構造から構成され、この二重の構造の転換を媒介にして、市場と国家のねじれた共進化の動きが進展している。

日本が戦前と断絶した「戦後」という表象によって包み隠し否認していた深層の原理、日本国憲法と米国の軍事的覇権の影で隠されていた原理、それは帝国日本の原理であり、その原理のもとに推進した侵略戦争と植民地主義を肯定する原理である。この深層の原理は、同時に帝国日本が行使したおびただしい国家犯罪の事実を否認し、その犯罪を事実上肯定してきた。

この深層の原理が、戦後日本の権力構造の動揺とともに、市民社会の表象に浮上するようになる。だがこの深層の原理は、戦後定着した市民社会の支配的な表象とは矛盾する。戦後に定着した市民社会の支配的な表象とは、日本国憲法に基づく人権・平和・市民的自由と平等の民主主義という理念である。この理念は、戦前の軍国主義と植民地主義による国富の増強政策とは対極的な、自由貿易と自由な市場取引にもとづく経済発展による国富の増強政策と連動する。したがって、この理念は、1945年を境として戦前と戦後を裁断する日本の歴史的な転換を画する理念とされた。そのために、この理念は日本の国民に定着した歴史認識とも連動していた。日本は侵略戦争と植民地主義という過ちを犯して、そのために国民は多大な犠牲を払った。日本は、その過ちを反省し、壊滅的な被害を克服して、戦後復興をなしとげた、とする歴史認識がそれである。

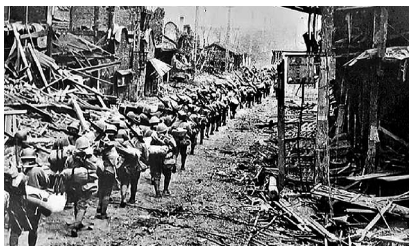

日本国憲法は「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」の3つの原理にもとづいている

被爆、空襲、飢餓といった苦難をもたらした軍国主義・侵略戦争と決別し、平和憲法と民主主義の政治体制によって帝国日本の旧体制に終止符を打ち、日本が平和と自由と平等にもとづく新しい歴史をスタートさせた、という歴史意識がひとびとのあいだにそれなりに根づいた。

冷戦体制下でこの歴史意識に逆行する日本の再軍備、基地強化の反動が始まると、この反動が「平和国家」と経済成長の道を妨げるものと受けとめられ、それが反戦平和運動や反基地闘争の市民運動のエネルギー源となった。

経済成長の過程は、同時に戦後日本のナショナリズムを支える基盤にもなった。国民は経済成長による国力の増強とアジアにおける経済的覇権の構築を通して、国民意識、つまりナショナリズムを強化した。だがこの表象は、戦前の日本が「富国強兵」とアジアの植民地化によってナショナリズムの意識を高揚させたのとは異なる平和的イメージをナショナリズムに付与することによって、同じように戦前との断絶の表象を強めた。

だが、すでに見たように、敗戦を被害と受けとめる国民意識の背後には、日本の植民地統治と侵略戦争がアジアの民衆に行使した重大な国家犯罪を暗黙のうちに容認し、その加害責任を被害の表象に転移させる無意識の詐術がはらまれていた。日米安保協において日本が米国に軍事的従属しているという被害意識と天皇制の表象によって、日本の加害責任が被害意識に転移され、巧妙に包み隠されたのである。（5面へ）


日本軍に中国各地は破壊し尽くされた

日本のかつての国家犯罪の無意識の容認は、犯罪の事実そのものの隠蔽、忘却、事実の調査の不履行、犯罪者と責任者の特定や被害者に対する謝罪と賠償の不履行、を正当化した。政府から独立しているはずの司法も、「時効」や「国家無答責」という法律を楯にとって、アジア民衆の被害を事実認定しながらもその訴えを退け、この正当化に荷担したのである。

この国家犯罪の無意識の容認によって、日本は戦前の帝国の原理をそのまま戦後に継承する。そしてこの継承を保証したのが、記述したように天皇制の国体護持と米軍への軍事的従属の制度的妥協であった。逆説的なことに、日本はこの制度的妥協によって、日本国憲法が理念に掲げる国民主権、自由と平等と民主主義という社会の表象を通して、帝国の原理を継承する構造を存続させたのである。

これも逆説的なことであるが、この帝国の原理の存続は、戦前と戦後の断絶という歴史認識を媒介にして保証されたのである。つまり、平和憲法と経済成長を通して敗戦の被害から立ち直る歴史がナショナリズムという集合意識をはぐくむことを通して、日本社会は、戦前との断絶という歴史認識を強固なものとし、この戦前との断絶という歴史意識によって、みずからが犯した重大な国家犯罪を容認する無意識を温存したのである。



従軍慰安婦についての記事を「捏造」とされた事に対し訴えたが、札幌高裁での敗訴の判決を受けて、「不当判決」を掲げる支援者ら（2020年）

だが、日本の市民社会における表層の理念と無意識の深層とのねじれた関係は、日米間の制度的妥協とその上に立脚する労使間、及び企業間の制度的妥協の構造が危機におちいるとともに、変質を始める。

自由・平等・人権・平和の理念を実質的に支えたのは、日本国憲法よりも、日本に固有な労使間妥協と企業間妥協によって編成された企業社会であった。市民社会の総体を企業に吸収した日本の労使間関係は、企業への全面的な忠誠を条件として労働者の雇用を長期的に保証することによって、労働者の生活保障と生活権の比較的平等な確保を保証した。この労使間妥協から排除された不安定就労者、失業者、ジェンダー差別（男女間の雇用格差と賃金格差、性別役割分業）を随伴しながらも、この労使間妥協と企業間妥協の構造によって市民社会の表象の理念はともかくも維持された。

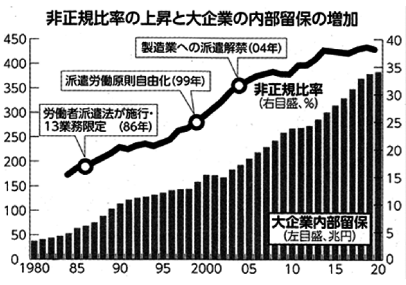
だが、1990年代以降、日本経済の長期不況と共に進行する制度的妥協の動揺によって、市民社会の表象が揺らぎ始める。雇用の不安定と賃金格差の拡大は、一億総中流という表象を幻想とし、平等の理念を突き崩す。企業社会の動揺とともに、それに代わって市民社会の表象を支配するのは新自由主義にもとづく市場原理である。市場競争の自由と平等、そのための労働市場、金融市場をはじめとする市場の規制緩和が支配する。平等は企業への帰属による雇用保証の平等ではなく、個人の能力主義的競争条件の平等が理念に掲げられる。

能力主義的競争の結果がもたらす不平等は是認され、分配の不平等を是正することは、能力主義的競争を妨げるものとして拒まれる。

政治的権利としての民主主義および人権の理念が後退し、市場原理主義にもとづく個人間競争の自由・平等の理念が浮上することによって、市民社会の表象が社会を統合する能力を著しく衰退させていく。

企業主義的な制度間妥協と共進化していた市民社会の表象が変質して、新自由主義的な市場原理と共進化するようになり、社会の統合力を衰弱させていく。

それに代わって、社会統合の基盤となっていくのが、国家の軍事化・権威主義化を推進する国権主義の原理である。この原理は日本の経済力を基盤とした経済的ナショナリズムに代わって、領土問題や歴史認識を契機として、アジアの近隣諸国の脅威と嫌悪をあおり立てる排外主義的ナショナリズムの表象を喚起する。そして、市民社会のこの表象の転換を契機として、戦後、市民社会の深層に根づいた社会的無意識の構造（帝国の原理）が市民社会の表層に浮上してくる。



だがこの原理は、人権、民主主義を理念とする日本国憲法の原理と矛盾する。市民社会の表層に浮上してきたこの二つの原理が対立する。だが、人権、民主主義にもとづく自由・平等の原理は、新自由主義における市場競争の自由・平等へと変質することによって、帝国の原理に対抗する力をしだいに弱体化させ、帝国の原理に支配的な表象の座を譲り渡すようになる。これが、嫌韓・嫌中の言説、ヘイトスピーチ、マイノリティや難民や障害者の差別と排除を助長するようになる。

だが、帝国の原理と国家犯罪の否認の言説は、日本の市民社会における人権・自由・平等の理念と衝突するだけではない。主権国家日本を超えたトランスナショナルな価値理念とも衝突する。日本によって虐殺され、労働を強いられ、性的暴力を振われたアジアの近隣諸国の被害者民衆が、日本政府を告発し、謝罪と賠償を求める。国連人権委員会、世界女性会議、国際法律家協会などの国際組織が人道に対する罪として日本の「慰安婦」問題、強制連行、細菌戦、生体解剖を批判するようになる。これらの告発や批判に対して、帝国の原理に立脚する日本の市民社会は、この国際的批判を「日本に対する内政干渉」あるいは「日本を犯罪国家に落としめるための国際的陰謀」へと読み替えて、反論する。これが右派の論壇が唱える「歴史戦」「情報戦」についての山口智美ほか著『海を渡る「慰安婦」問題』（岩波書店、2016年）を参照されたい。それゆえ、「歴史戦」とは、主権国家を超えたグローバル市民社会による市民権の発動が日本の市民社会に呼び起こした反応である。わたしたちはこの反応のうちに国家を超える市民社会の胎動を読み取るべきなのだ）。

市民社会の共進化の構造転換は、このような複合的でトランスナショナルなヘゲモニー闘争を惹起する。

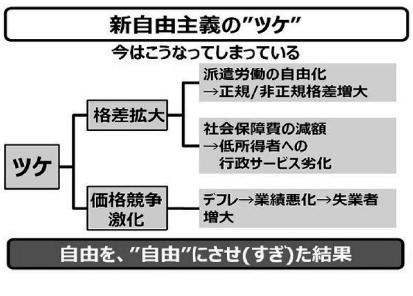
新自由主義的な調整を原理とする経済構造、国権主義的な国家の組織化、そして帝国を原理とする市民社会の表象は、たがいに共進化して、ひとびとの競争と分断と敵対の関係を増幅させ、分断した諸個人を排外主義的ナショナリズムの理念へと流し込む。

四. 連帯と協同の対抗的共進化
―関西生コンの社会運動

経済の新自由主義的転換、国家の権威主義的転換、市民社会における帝国の原理にもとづく排外主義的ナショナリズムの表象の台頭、という現在の日本の支配的な共進化のベクトルは、ひとびとの共同の絆を解体し、社会諸関係を分断して、諸個人を能力主義にもとづく競争の関係に追いやり、対外的な脅威をあおり立てようとする。この共進化は、戦前の日本がたどったのと同じ破局を招くリスクを高めている。

本論で見てきたような競争と分断と敵対関係を増幅させる共進化に対して、ひとびとの連帯と協同をはぐくむ共進化への道が求められている。このような共進化を担う日本の運動団体は、消費者協同組合、生活協同組合が想起されるが、これらの組織が新自由主義の共進化に対抗するベクトルを明確にし、経済と国家の構造転換を展望する道はきわめて不透明である。本論の最後に紹介するのは、労働組合運動から出発して、市民社会、経済、国家のありようを転換する方向性を明示し、その方向に沿った共進化の運動を創出してきた関西生コンの社会闘争である。


中国・ハルビン郊外にあった731部隊。生体解剖や細菌戦の研究を行なっていた。一部建物は今も残る。



【次号に続く】

※吉田ドクトリン：日本国憲法の制限の中で、安全保障をアメリカに担ってもらい、日本は経済成長と経済発展を最優先課題とする軽武装・経済外交に基づく国家方針。

※国家神道：国家が法令によって、神社神道など他の神道と区別してつくり出した国家宗教であり、明治維新から太平洋戦争敗戦まで約80年間、日本人を精神的に支配し続けた。

【論者紹介】
斉藤日出治（さいとうひではる）。1945年生。名古屋大学大学院経済学研究科博士課程満期退学。専攻・社会経済学、現代思想。経済学博士。大阪産業大学経済学部教授を経て、大阪労働学校・アソシエ学長に就任。



映画で学ぶ中東情勢

「アラビアのロレンス」

（デヴィッド・リーン監督）

10月7日のハマスによる奇襲から約2カ月。現時点で双方の死者は1万を超えている。イスラエルはガザ地区に対して空爆を加えるとともに、地上部隊を投入し南北に分断、ガザ市内での市街戦に突入している。空爆で病院が破壊され幼い命が奪われた惨状に、世界各地で批判が高まっている。なぜ両者は報復を繰り返すのか。イスラエルの安全地帯から報道する日本メディアのニュースだけ見ていてはパレスチナ問題の本質は見えてこない。複雑なパレスチナ問題の発端について知るには、アカデミー作品賞受賞作の「アラビアのロレンス」（デヴィッド・リーン監督、1962年）が絶好の教材となる。



アラビアのロレンス

今に続くパレスチナでの争いの種を蒔いたのはイギリスであった。イギリスは第一次大戦での欧州戦線が膠着状態に陥ったために、戦局の打開を中東地域の戦線に求めた。ここで登場するのが「アラビアのロレンス」ことトマス・エドワード・ロレンスだ。ロレンスはイギリス政府のスパイとして、アラブ指導者の中でオスマン帝国に対して反旗を翻すにふさわしい人物を探す密偵の役割を任された。ロレンスは、預言者ムハンマドの末裔のハーシム家と接触した。そしてイギリスはハーシム家の当主、シャリーフ・フサインに対して、「イギリス側に立ってオスマン帝国と戦えば、その見返りとしてアラブ独立国家を樹立する」と約束したのだ。この協定はイギリスの高等弁務官マクマホンからフサインに宛てた書簡という形式で両者間の秘密協定として結ばれた。後に「フサイン・マクマホン協定」（1915年）と呼ばれた。

アラブの反乱

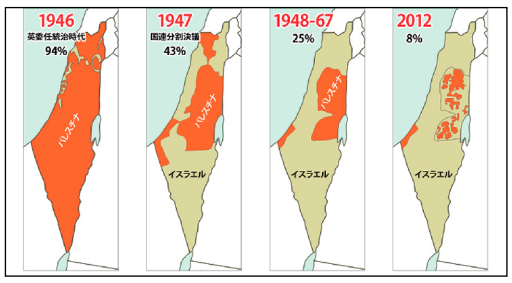
この協定にもとづいて、1916年にフサインはいわゆる「アラブの反乱」を開始し、ヒジャーズ王国の設立を宣言、1918年にフサインの子ファイサルがダマスクスを占領し、シリアの独立をも宣言した。このアラブの反乱を指導したイギリス人がロレンスであった。

英国の三枚舌外交

しかし1916年、イギリスは一方ではフランスおよびロシアとの「サイクス・ピコ協定」でアラブ地域の英仏露での分割を密約しており、翌年には一方のユダヤ人にも国家建設を認める「バルフォア宣言」も出しており、矛盾する約束を同時にしていたことになる。

第一次世界大戦後、シリアを委任統治することになったフランスはファイサルを追い出したので、イギリスは自己の委任統治領であったイラクの実質的支配権をファイサルに与え、兄のアブドゥッラーにはヨルダンの支配権を与えた。イギリスがつじつまを合わせたわけだ。

その後、ロシア革命が起き、レーニンがこの密約を暴露してしまう。イギリスが第一次世界大戦中に行なった「三枚舌外交」に対して、アラブ人は憤った。さらにヨーロッパでのユダヤ人問題をパレスチナで解決しようというシオニズムの考え方を持ったユダヤ人に対しても怒りをぶつけることになり、現在のパレスチナでの争いの発端となってしまった。



パレスチナ自治区の変遷

1948年にイスラエルというユダヤ人国家が建設され、その結果、それまでパレスチナに住んでいたアラブ人（のちにパレスチナ人と呼ばれるようになる）の多くが難民となってしまった。

解決に向けて

第一次世界大戦中のイギリスの場当たり的なやり方からも分かるように、パレスチナ問題の発端は、パレスチナを含むアラブ地域全体を巻き込むようなイギリスのアラブ戦略にある。イギリスをはじめ関係国は、パレスチナ問題の解決に向けた取り組みを続ける中で、当時の政策の失敗を真摯に反省し、その責任を果たす必要があるだろう。

大阪労働学校・アソシエ 12月～1月の講座案内

● 「ものの見方・考え方講座」　斉藤日出治 講師
12月13日（水）11:00～12:30
「市民社会と生態系」
1月10日（水）13:00～14:30
「日本資本主義における精神の生態系の変革」
会場：協同会館アソシエ（大阪市東淀川区淡路3-6-31）

● 「経済学講座」　松尾匡 講師　※オンライン講座
12月23日（土）14:00～
「危機にある日本経済について」

● 資本論読書会　※オンライン講座
毎月第1・第3木曜日 16:00～

【お問い合わせ・申し込み】 hide.saito1000@gmail.com

頑張れ尾上部屋 城間が惜しくも準優勝

一年納めの大相撲九州場所（福岡国際センター）は、横綱・照ノ富士（伊勢ヶ濱部屋）が3場所連続休場で横綱不在のなか、先場所優勝の大関・貴景勝（常盤山部屋）が中心の場所となると予想されていたが、貴景勝は序盤で平幕から3敗を喫し、早々に優勝戦線から脱落した。その中で大関・霧島（陸奥部屋）が13勝2敗で、今年の春場所以来となる2度目の優勝を遂げ、大関として初の賜杯を手にした。霧島は初場所（1月14日初日・両国国技館）で綱とりに挑む。


序二段優勝決定戦 大凛山（右）が城間を破る

優勝決定戦で惜敗 城間 序二段準優勝

千秋楽の11月26日、序二段の7戦全勝同士による、優勝決定戦が行なわれ、東61枚目の大凛山（荒汐部屋）が東15枚目の城間（尾上部屋）を破って初めての序二段優勝を果たした。城間は初土俵以来の連勝が止まり、惜しくも準優勝となったが、来場所の三段目昇進が確実となり、ますますの活躍に期待が集まる。

日大出身の城間は、180センチ、175キロの恵まれた体格の持ち主。全国学生相撲体重別大会135キロ以上級3位などの輝ける成績を引っさげて今春、尾上部屋に入門したが、序ノ口の番付に載った夏場所を膝のケガで全休。名古屋場所の前相撲から土俵に上がり、序ノ口デビューとなった先場所は全勝で序ノ口優勝。デビュー以来の連勝を14まで伸ばしていた。

勝ち越しが続く 尾上部屋力士

その他の尾上部屋所属力士も、12人のうち8人が勝ち越しを決めるなど好調を維持している。

中でも、城間と同期入門の春山が5勝2敗と入門以来4場所連続で勝ち越したほか、北天海も5勝2敗と好成績を残すなど、部屋としては里山（現：年寄・千賀ノ浦）以来の関取（十両以上）誕生への期待がかかる。

◆

尾上部屋は、尾上圭志・親方（元小結・濱ノ嶋）が2006年に三保ケ関部屋から分家独立し創設された。同部屋を応援する「尾上部屋関西後援会」は、部屋運営の苦労を少しでも軽減したいという一心から、親交のある関西在住の有志が集まり、2008年に設立された（組合総研もその一員）。

九州場所　尾上部屋力士成績

☆印は勝ち越し

番付	四股名	成績
【幕下】		
西15枚目	北天海	☆5勝2敗
東49枚目	大海	2勝5敗
東58枚目	春山	☆5勝2敗
【三段目】		
西34枚目	高馬山	3勝4敗
西41枚目	穂嵩	☆5勝2敗
西76枚目	坂林	☆4勝3敗
【序二段】		
東6枚目	九鬼王	3勝4敗
東13枚目	照寶	☆4勝3敗
東15枚目	城間	☆7勝0敗
西38枚目	高倉山	3勝4敗
西52枚目	玄武丸	☆5勝2敗
東92枚目	富士の輝	☆5勝2敗

※一月場所（初場所）の番付は12月25日に発表

アンケート ご協力のお願い

平素、『提言』読者の皆様にはお世話になり、厚く御礼申し上げます。
『提言』編集部では、よりよい紙面づくりのために広く読者の声をお聞きしたいと考えております。つきましてはご多忙の事とは存じますが、皆様にアンケートのご協力の程お願い申し上げます。
ご回答いただけます場合は、同封のアンケート用紙に記入の上、ファクシミリで返信いただくか、もしくはホームページのアンケート記入フォームからご回答をお寄せください。
（http://www.kumiaisouken.com/questionnaire/questionnaire.html）

ホームページからのご回答はこちらから